

大分県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、がけ崩れ等の危険から県民の生命の安全を確保するため、がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）により住民の生命に危険をおよぼす恐れのある区域において危険住宅の移転を行う者（住宅金融支援機構又は一般の金融機関の親族居住用住宅貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下同じ。）に対して補助する場合における当該補助に要する経費について、予算で定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のイからハまでのいずれかの区域に存する既存不適格の住宅（当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。）又はイからホまでのいずれかに該当する区域に存する住宅（建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じたものであって、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったものに限る。）をいう。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域

ロ 建築基準法第40条に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域

ハ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条に基づき大分県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

ニ 土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、ハに掲げる区域に指定される見込のある区域

ホ 事業着手時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた区域

(補助対象事業等、経費及び補助率)

第3条 前条の補助金の交付の対象となる事業およびそれについての補助率等は別表に掲げるものとする。

2 移転の対象となる危険住宅に代わる住宅の新築については、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 原則として土砂災害特別警戒区域外に存すること

二 原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること

三 原則として都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定

する行為で同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと。

四 移転事業の対象となる危険住宅に代わる住宅については、原則として別の危険住宅の購入・改修によるものではないこと。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請書は、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第1-1号様式)
- (2) 収支予算書(第1-2号様式)
- (3) 危険住宅の位置図(がけ断面図を含む。)及び移転先の位置図
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することができるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は事業計画の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした金銭出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (5) 移転事業の対象となる危険住宅については、原則として除却するものとする。
 - (6) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の20パーセント以内の増減(又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減)とする。

(補助金の交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第3号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知をし

た日から起算して15日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第4号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業の完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(第1-1号様式)

(2) 収支精算書(第1-2号様式)

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類

(4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第5号様式)により行うものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第11条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

(雑則)

第13条 令和5年3月31日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成30年度の予算に係る大分県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成31年度の予算に係る大分県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和2年度の予算に係る大分県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年度の予算に係る大分県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和4年度の予算に係る大分県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和5年度の予算に係る大分県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金から適用する。

別表 補助対象事業等

経費の配分		事業主体	施行者	交付対象事業の内容	限度額	補助率
移 転 事 業 に 要 す る 経 費	危険住宅の除却等に要する経費（除却等費）	地方公共団体	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	国の要綱附属第Ⅲ編第1章表イ-16-(12)-1により算定された額	1/4
	危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費（建設助成費）	地方公共団体	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用を交付する事業	国の要綱附属第Ⅲ編第1章表イ-16-(12)-1により算定された額	1/4

第1号様式（第4条関係）

年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書

第 号

年 月 日

大分県知事 殿

市 町 村 長

年度において、下記のとおりがけ地近接等危険住宅移転事業を実施したいので補助金 円を交付されるよう大分県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の目的

2. 事業完了予定年月日 年 月 日

3. 添付書類

(1) 事業計画書（第1-1号様式）

(2) 収支予算書（第1-2号様式）

(3) 危険住宅の位置図（がけ断面図を含む。）及び移転先の位置図

(4) その他知事が必要と認める書類

第1-1号様式（第4条、第8条関係）

年度 かけ地近接等危険住宅移転事業 事業計画（実績）書

（単位：円）

市町村名	事業区分	事業期間	事業費			補助率	補助額	備考
			総事業費	限度額	補助対象経費			
	除却等					1/4		
	除却							
	引越等							
	建設					1/4		
	建設							
	土地購入							
合計								

（注）変更申請の場合は、変更前の記載内容を上段に（ ）書きとすること。

	限度額算出根拠		
	棟（か所）当たり限度額	棟数・か所数	補助対象限度額
除却等	円*	棟	円
うち 引越等	975,000円	棟	円
建設（購入含む） 又は改修	4,210,000	棟	円
うち 土地購入	960,000	か所	円

*国の要綱附属第三編第1章表イ-16-(12)-1により算定された額を限度額とする。

第1-2号様式（第4条、第8条関係）

収支予算（精算）書

（1）収入の部

項目		本年度予算額 (本年度精算額)	(本年度予算額)	備 考
除却 等	県費補助金			
	国費補助金			
	市町村費			
建設	県費補助金			
	国費補助金			
	市町村費			
計				

（2）支出の部

区 分		本年度予算額 (本年度精算額)	(本年度予算額)	備 考
補助 金	除却等			
	建設			
計				

注：精算の場合は（ ）書きに読み替えるものとする。

第2号様式（第5条関係）

年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

市 町 村 長

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度がけ地近接等危険住宅移転事業について、下記のとおり変更（廃止）したいので、承認されるよう大分県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

1. 変更（廃止）の理由

2. 事業完了予定年月日 年 月 日

3. 添付書類

- (1) 事業計画書（第1-1号様式）
- (2) 収支予算書（第1-2号様式）
- (3) 危険住宅の位置図（がけ断面図を含む。）及び移転先の位置図
- (4) その他知事が必要と認める書類

(注) 変更部分は二段書きとし、変更前の記載事項を上段に（ ）書きすること。
廃止の場合は2及び3の項目は要しない。

第3号様式（第6条関係）

年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金については、大分県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1. 補助対象経費 金 円

2. 補助金の交付決定額 金 円

3. 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は事業計画の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止する場合においては知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期日内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした金銭出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 大分県補助金等交付規則及びこの大分県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。
- (6) 大分県補助金等交付規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の20パーセント以内の増減（又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減）とする。

第4号様式（第8条関係）

年度がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

市町村長

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった 年度がけ地近接等危険住宅移転事業について下記のとおり事業を実施したので大分県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第8条の規定によりその関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業の成果	除却等	実績	件
	建設	実績	件

2. 事業の完了年月日 年 月 日

3. 添付書類

- (1) 事業実績書（第1-1号様式）
- (2) 収支精算書（第1-2号様式）
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

第5号様式（第9条関係）

年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の額の確定通知書

第 号

年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告に基づき 年 月 付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、大分県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

第6号様式（第11条関係）

年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

市町村長

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度
がけ地近接等危険住宅移転事業費補助助金 円精算払（概算払）の方法により
交付されるよう、大分県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第11条の規
定により請求します。

補助金交付 決 定 額	既受領額	今回請求額	残 額	事業完了予定 (完了)年月日	備 考
円	円	円	円		